令和3年第15回佐伯市教育委員会会議録

1 日 時 令和3年11月18日(木)

開会 15時00分 閉会 15時46分

- 2 場 所 佐伯市教育委員会 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名

教育長 宗岡 功

 委員 岩佐 礼子
 委員 平井 國政

 委員 小寺 香里
 委員 山口 清一郎

4 事務局

教育部長 渡邉 和彦

次長兼教育総務課長(以下、「教総課長」という。) 坪矢 一義

学校教育課長 (以下、「学教課長」という。) 石井 睦基

社会教育課長 (以下、「社教課長」という。) 川野 眞司

体育保健課長 (以下、「体保課長」という。) 佐藤 好昭

本日の書記 副主幹 團塚 竜二

5 付議した議案 3件

6 報告事項等 1件

7 その他 0件

8 傍聴人 0名

開会 · 点呼

教育長 それでは、委員の出席確認をいたします。

本日は、全委員が出席です。

教育長 ただいまから令和3年第15回教育委員会会議を開会します。

前回会議録の承認

教育長前回の佐伯市教育委員会の会議録の承認を小寺委員お願いいたします。

(会議録に署名)

教育長の報告

なし

会期の決定

教育長 本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は16時20分を

予定しています。よろしくお願いします。

議 事

教育長 はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

教育長 議案第45号は人事の案件、議案第46号は個人情報に関する案件ですので、地方 教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りします。議案第45号及び 第46号は、公開しないということでよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 それでは、議案第45号及び議案第46号は非公開といたします。

教育長 本日の議事等進行は、はじめに公開による議事(議案第44号)及びその他(報告事項等)を行い、最後に非公開による議事(議案第45号、第46号)を行いますので、よろしくお願いします。

【議案】

議案第44号 令和3年第7回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- · 令和 3 年度一般会計補正予算(第 7 号)
- ・佐伯市給付型奨学金基金条例の制定について
- ・佐伯市学校給食センター条例の一部改正について
- ・佐伯弓道場の指定管理者の指定について
- 佐伯市南浜テニスコートの指定管理者の指定について

議案第 45 号 佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会委員の委嘱又は任命に ついて

議案第46号 校区外就学について

教育長 それでは、議案第44号「令和3年第7回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について」のうち、「令和3年度一般会計補正予算(第7号)」を提案しますので、坪矢次長兼教育総務課長から説明いたします。

教総課長 それでは、令和3年度佐伯市一般会計補正予算(第7号)について、ご説明いたします。別紙の令和3年度補正予算・予算説明書をご覧ください。今回の補正予算は、市全体で529,461千円の追加予算となっており、そのうち教育費につきましては、5ページの下にありますように16,049千円の追加予算となっています。それでは主なものについてご説明いたします。16ページをご覧ください。今回、

50,000 千円の寄附がございましたので、中段にありますように、学校教育指定寄附金として歳入予算に計上しています。この寄附金 50,000 千円は、20 ページの一番上にありますように、佐伯市給付型奨学金基金積立金として、歳出予算に計上いたしました。この寄附金の内容につきましては、このあと基金条例制定の案件において、学校教育課長からご説明いたします。次に 22 ページをご覧ください。中段から下段にありますように、学校給食費に係る増額補正ですが、区分1の学校給食一般管理費の需用費 2,464 千円は、調理場施設などの修繕料を、また区分3の学校給食調理場厨房機器改善事業の備品購入費 13,585 千円は、剣崎給食センターのボイラーを更新するための予算を計上しています。以上で、令和3年度一般会計補正予算(第7号)の説明を終わります。

社教課長 追加で補足させていただきます。資料の7ページをご覧ください。第3表の債務 負担行為補正の計上です。債務負担行為自体は、来年度以降の予算を担保するた めのものであります。この表の佐伯文化会館敷地賃借料ですが、文化会館用地と して借りている賃貸借契約は終了しますが建物が残っているため、解体するまで の間の契約を延長するための債務負担であります。その下の佐伯文化会館解体事 業は、来年度に解体を予定しておりますが、少しでも早く解体を行うため、債務 負担を補正するものであります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。基金の関係はこの後 に説明をしますので、それ以外で質問、ご意見のある方はお願いします。

山口委員 毛利さんとの借地の契約についてですが、交渉の過程はどのようになっているのですか。

社教課長 交渉の状況ですが、今年の3月及び7月に上京し、交渉を行っております。現状 は、文化会館解体までの土地についての契約延長は合意していただいております。 ただし、土地の購入につきましては、不動産鑑定を基に金額を提示しているところで、年度内に回答をいただけるよう依頼しております。

岩佐委員 20ページの奨学金基金積立金ですが、既に使っていると思っていたのですが金額 が減っていないのですがどうでしょうか。

学教課長 奨学金について、新たに条例を制定し、令和4年度から使っていきます。

岩佐委員 まだ、使っていないのですね。

学教課長 はい。

教育長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

教育長 それでは、次に「佐伯市給付型奨学金基金条例の制定について」を提案しますので、石井学校教育課長から説明いたします。

学教課長 議案資料の2.3ページをご覧ください。本議案については、本市在住の安倍彌 太郎氏から、将来を目標に向かって学ぼうとする若者への奨学金にと 5,000 万円 の使途を指定した寄附をいただいたことを受けて、その寄附を給付型の奨学金と して給付するため基金を、条例を持って設置しようとするものです。議案資料の 4ページをご覧ください。この奨学金を条例により基金として積み上げた後の使 途の方針案です。使途方針については、給付型奨学金として条例に基づいて交付 要綱を今後制定し、中学校又は高校を卒業し、高校・短期大学・専門学校・大学 等に進学した、学業優良又は学習等に意欲を持った生活困窮世帯に該当する生徒 又は学生に、返還不要の給付型奨学金を給付する予定となっています。給付額は 1人につき10万円を予定しており、令和4年度(来年度)から年間25名程度に 支給し、20年継続をする予定となっています。それでは審議をしていただく条例 について見ていただきたいと思いますので、別紙の条例案をご覧ください。それ では条例案を読み上げて提案します。佐伯市給付型奨学金条例第1条、学業に優 れ、又は向上心を持って勉学等にいそしもうとする意欲のある生徒又は学生が、 経済的理由によって就学を断念することがないよう、給付型の奨学金を給付する ため、佐伯市給付型奨学金基金を設置する。第2条、基金として積立てる額は、 安倍彌太郎氏から本市が受けた寄附金に相当する額とする。第3条、基金に属す る現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなけれ ばならない。第2項、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有 価証券に代えることができる。第4条、基金の運用は生ずる収益は、一般会計歳 入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。第5条、基金は、第1条の 設置の目的を達成するために必要な財源を充てる場合に限り、その全部又は一部 を処分することができる。第6条、市長は、財政上必要があると認めるときは、 確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰 り替えて運用することができる。第7条、この条例に定めるもののほか、基金の 管理及び運用に関し必要な事項は、市長が定める。附則、この条例は、公布の日 から施行する。以上で、佐伯市給付型奨学金基金条例の制定についての説明を終

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある 方はお願いします。

平井委員 使途方針の生活困窮世帯とはどのような根端ですか。

わります。よろしくお願いします。

学教課長 様々な奨学金が支給されておりますが、佐伯市の奨学金、大分県奨学会の奨学金等は、基本的には独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与第2種の掛基準を参考にしております。例えば、2人世帯であれば給与所得者で1,036万円、これを下回る家庭という形でかなり広い枠を広げて給付に応募できる状況にはなっております。そこを基準に設定しています。

平井委員 渡すタイミングは入学時ですか。

学教課長 入学後に申請をしていただきます。

平井委員 年間25名ですか。

学教課長 基本的には 10 万円の 25 名で年間 250 万円、20 年間で 5,000 万円となっております。25 名以上の応募があれば、寄附者に意向を確認しながら協議していきます。

教育長 他に何かありますか。よろしいでしょうか。

教育長 それでは、次に「佐伯市学校給食センター条例の一部改正について」を提案しま すので、佐藤体育保健課長から説明いたします。

体保課長 この件につきましては、前回の教育委員会で報告したとおり、剣崎学校給食センターのボイラーが故障しまして、現在は正常に動いておりますが、ボイラーを更新するに当たって、現行条例では他のセンターで給食を調理することができないため、剣崎給食センターで調理する対象校を他のセンターで調理ができるような条例に改める必要があります。資料の7ページをご覧ください。佐伯市学校給食センター条例の第3条の第2項に新たに、「佐伯市教育委員会が必要あると認めるときは、前条の規定により定める他の給食センターの対象校に係る前項に規定する事業を臨時的に行うことができる。」という文言を追加して、臨時に他のセンターで調理できるよう改正するものであります。説明は以上です。

教育長 今回は剣崎ということですけど、どこの施設も老朽化していますので、他のセン ターで調理できるよう改正するものです。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある 方はお願いします。

教育長 今回は剣崎ということですけど、どこの施設も老朽化していますので、他のセン ターで調理できるよう改正するものです。

教育長 よろしいでしょうか。

教育長 それでは、次に「佐伯弓道場の指定管理者の指定について」と「佐伯市南浜テニスコートの指定管理者の指定について」を合わせて提案しますので、佐藤体育保 健課長から説明いたします。

体保課長 この件につきましても、前回の教育委員会で選定の承認を受けた案件であります。 地方自治法第244条の2第6項の規定で、普通地方公共団体は、指定管理者の指 定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経 なければならない。とされていますので承認を求めるものであります。

教育長 ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質問、ご意見のある 方はお願いします。

教育長 よろしいでしょうか。

教育長 それでは、議案第44号の承認についてお諮りいたします。議案第44号について、 提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり)

教育長 議案第44号については、提案どおり承認します。

報告事項等

・次回教育委員会までの主要行事について

議案第45号 佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会委員の委嘱又は任命 について

教育長 それでは、議案第 45 号「佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会委員の委嘱又は任命について」提案しますので、石井学校教育課長から説明いたします。

- =非公開=
- =資料を説明=
- =原案のとおり承認=

議案第45号 校区外就学について

教育長 それでは、議案第45号「校区外就学について」提案しますので、石井学校教育課

長から説明いたします。

- =非公開=
- =資料を説明=
- =原案のとおり承認=

教育長 以上で本日の第15回佐伯市教育委員会を終了します。

終了15時46分